

給水装置工事に係る竣工検査実施要綱

平成20年11月 7日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市水道事業給水条例(平成9年12月天理市条例第37号。以下「条例」という。)第8条に規定する給水装置工事の竣工検査について、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の定義)

第2条 この要綱において「給水装置」とは、条例第3条の規定によるものとする。

(竣工検査の手続き)

第3条 給水装置工事の竣工後、速やかに給水装置工事竣工届を提出し、次条の内容により給水装置の工事竣工検査を受検するものとする。

2 管理者が必要と認めた場合、中間検査を実施するものとする。

(竣工検査の内容)

第4条 竣工検査の内容として、水道法第16条に規定する政令で定める基準に適合しているかの検査を、次の各号について実施するものとする。

- (1) 書類検査
- (2) 材質検査
- (3) 機能検査
- (4) 工法検査
- (5) 水圧検査
- (6) 水質検査

(書類検査)

第5条 公道工事竣工図及び写真、工事実施書、貯水槽関係の書類等のうち管理者が必要とする書類を提出するものとする。

(材質検査)

第6条 給水管や給水用具が、性能基準適合品を使用しているかを確認するものとする。

(機能検査)

第7条 給水栓類を全開し、吐水量や作動状況を調査するとともに水道メーターを通過しているか確認を行うものとする。

(工法検査)

第8条 「給水装置の分岐配管工事手引き」に適合した施工方法がとられているか竣工図と照合し、次の各号について確認を行うものとする。

- (1) 管の種類、口径、布設延長及び管の埋設深度
- (2) 管の接合法
- (3) 逆流防止のための措置
- (4) 水道メーターの設置位置及び取付け方向
- (5) 器具類の取付け方法
- (6) 給水管の防護措置
- (7) クロスコネクションの点検

(水圧検査)

第9条 水道メーターの2次側から給水栓までの間に、水圧1.75MPaの負荷を1分間以上掛け、水圧低下の確認を行うものとする。

(水質検査)

第10条 管末給水栓から採水し、残留塩素（遊離）、臭気、味、色及び濁りについて水質検査を行うものとする。検査方法として、残留塩素（遊離）については比色法により0.1mg/L以上保持するものとし、臭気及び味については官能法、色及び濁りについては目視により判定するものとする。

(再検査)

第11条 竣工検査を受検し不備が認められる場合は、再度竣工検査を受検するものとする。

附 則

この要綱について、平成20年12月1日から施行する。